基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年２月27日

国土交通大臣　石井　啓一

種類	実施時期	提供範囲	地図情報レベル	摘要
湖沼データ	平成30年	小川原湖	10000	平成26・27年改測
〃	〃	内沼	〃	昭和39年測量
〃	〃	姉沼	〃	〃
〃	〃	万石浦	〃	平成24年改測
地理院タイル（湖沼データ）	〃	小川原湖	〃	平成26・27年改測
〃	〃	内沼	〃	昭和39年測量
〃	〃	姉沼	〃	〃
〃	〃	万石浦	〃	平成24年改測

備考　地図の提供開始日　平成30年２月28日

上記は、測量法第27条第２項に基づき、インターネットによる提供を行う。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第２号

山梨県甲府市中小河原町358番地１

債務者　佐藤　栄司

１　決定年月日時　平成30年２月13日午後４時45分

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　古屋　文和

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月24日午前10時

５　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで

甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第５号

福岡県鞍手郡鞍手町大字八尋1529番地１　幸ノ浦改良住宅47号

債務者　江平　正幸

１　決定年月日時　平成30年２月14日午前10時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　古賀未知瑠

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月25日午前11時

５　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで

福岡地方裁判所直方支部

平成３０年（フ）第３８号

仙台市泉区将監５丁目１番24―26号

債務者　大沼　勝典

１　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　石神　　淳

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月16日午後１時30分

５　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで

仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２９号

宮城県登米市迫町佐沼字駒木袋71番地

債務者　菅原　雅裕

１　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　齋藤　　智

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月14日午後１時30分

５　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで

仙台地方裁判所登米支部

平成２９年（フ）第１３４号

山形市中桜田２丁目16番３号　セジュールさくら館　205号

債務者　朝倉　政憲

１　決定年月日時　平成30年２月14日午後２時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　須藤　雅人

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月17日午前10時50分

５　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで

山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１９６号

山形市松波４丁目７番４―205号　レジデンスＴＯＭＯ松波06、前住所山形市小白川町１丁目７番22―211号　ウィングコート

債務者　髙橋　優希

１　決定年月日時　平成30年２月14日午後２時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　諸橋　哲郎

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月17日午前10時30分

５　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで

山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第６号

山形市南館２丁目１番29―６号

債務者　高橋　弘子

１　決定年月日時　平成30年２月14日午後２時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　伊藤　陽介

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月17日午前10時40分

５　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで

山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第７号

茨城県つくば市梅園２丁目23番地34

債務者　髙嶋あずさ

１　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　内田　智宏

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月24日午後１時40分

５　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第２１号

三重県松阪市嬉野中川新町１丁目71番地　サンマンションアトレ中川駅前904

債務者　山本　善尊

１　決定年月日時　平成30年２月14日午前10時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　斎藤　美淳

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月11日午前10時30分

５　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで

津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１４４号

滋賀県彦根市小泉町127番地１（105号）、前住所滋賀県犬上郡甲良町大字長寺377番地

債務者　山田　啓子

１　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　上野心太郎

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月21日午前10時30分

５　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで

大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第５６６号

岡山市中区穝東町１丁目13番４－３号　ｉｃｏｕｒｔ101号室、住民票上の住所岡山市中区清水１丁目11番25号　フレグランス清水Ｂ棟101号室

債務者　松井　　弘

１　決定年月日時　平成30年２月14日午後１時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　安田　祐介

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月16日午後３時30分

５　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで

岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９１８号

島根県浜田市長沢町1672番地９（103）、申立時の住所広島市西区大芝１丁目19番18―307号　戸花マンション

債務者　森　　愛美（旧姓中村）

１　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　竹森　雅泰

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月23日午後１時30分

５　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで

広島地方裁判所民事第４部